

千の葉の芸術祭実行委員会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、千の葉の芸術祭実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、千の葉の芸術祭（以下「芸術祭」という。）の円滑な運営を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 芸術祭の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- （2） 芸術祭の開催準備及び開催運営に関すること。
- （3） 芸術祭の広報に関すること。
- （4） その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な業務に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 委員会は、千葉市、千葉市文化振興財団、千葉市美術館、経済関係団体、市内大学、その他第2条の目的に同意する法人又は団体の代表者等による委員によって組織する。

（役員）

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- （1） 委員長 1名
- （2） 副委員長 1名
- （3） 監事 2名

2 委員長は、千葉市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 監事は、総会の承認を得て委員長が任命する。

（役員職務）

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した副委員長が、その職務を代行する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員の任期は、第15条の規定に基づき委員会が解散するときまでとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 委員及び役員が就任時におけるそれぞれの所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び役員は辞任したものとみなし、その後任者が新たな委員となり、前任者の残任期間を務めるものとする。

3 委員長は、委員及び役員に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

4 委員長は、前項の規定により委員及び役員の変更があった時は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(総会)

第8条 委員会に、総会を置く。

2 総会は、委員をもって構成する。

3 総会は、委員長が招集し、議長となる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 総合ディレクターの選任

(3) 芸術祭の開催に必要な計画に関すること。

(4) 事業計画及び事業報告に関すること。

(5) 予算及び決算に関すること。

(6) 部会への諮問に関すること。

(7) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

8 委員長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する委員による書面表決をもって、総会の表決に代えることができる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第9条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる者のうち委員長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

(1) 委員

(2) その他委員長が議事に必要と認める者

3 部会に議長を置き、議長は部会の構成員のうちから委員長が指名する。

- 4 部会は、総会又は委員長の諮問に応じ、議長が招集し、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 芸術祭の開催に必要な計画の策定に関する専門事項
 - (2) 芸術祭の開催準備及び開催運営に関する専門事項
 - (3) 総合ディレクター候補の選出
- 5 前項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 専決

(委員長の専決処分)

第10条 委員長は、総会を開催するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときには、これを次の総会で報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第11条 委員会は事務を処理するため、千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第6章 会計

(予算執行及び契約)

第12条 委員会の予算執行及び会計に関し必要な事項は、千葉市予算会計規則に準じる。

2 委員会の契約事務に関し必要な事項は、千葉市契約規則に準じる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、千葉市負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第15条 委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第16条 委員会が解散するときに有する残余財産は、原則として、千葉市に帰属することとし、総会で決定する。

第8章 補則

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年3月●日から施行する。
- 2 委員会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立年月日から同年3月31日までとする。